

宮本武蔵の『独行道』

紫藤, 誠也

<https://doi.org/10.15017/12239>

出版情報 : 語文研究. 24, pp.21-41, 1967-10-25. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

宮本武蔵の『独行道』

—

紫 藤 誠 也

「独行道」という宮本武蔵の真筆が残っている。

まず、「独行道」と一行に墨書した題名がある。次に本文が合計二十一条。各一条を、「……………」と下をそろえて二行に書いている。余白をすこしとったあとに小さく「正保貳年」、行をかえて「五月十二日 新免武蔵」その次の行に、右の「武蔵」の字の「蔵」の左横から「玄信」、その下に花押、「玄信」の「玄」から右の「武蔵」にかかって額形の朱印「二天」をおす。最後の行、中ほどから下に「寺尾孫之丞殿」と当て名を書いている。日付け以下は、右の題名、本文とくらべてやや墨色ちがいがい、字体も小さくなっているが別筆ではない。これは、題名、本文と日付け・署名・当て名との執筆が別日であることを示すものだろう。（料紙は紙）

〈 16.6×37.2cm 〉

熊本市 鈴木猛氏蔵

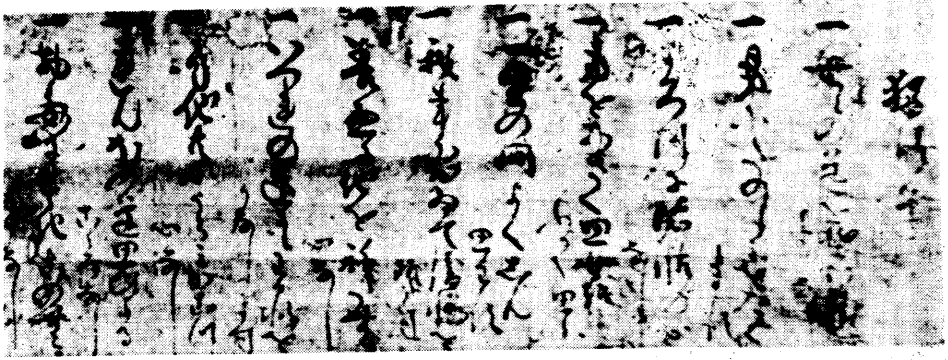
▽

武蔵には「五輪書」という後人によって命名された著述があるが、真筆は残っていない。いま見られるものは、武蔵が「五輪書」を起筆した寛永二十年（一六四三）十月十日よりはるか後年、寛文七年（一六六七）二月五日、寺尾夢世勝延から山本源介に授けたものである。（細川護立氏蔵 岩波文庫本あり）これには地水火風空の全五巻の各巻末ごとに、「正保二年五月十二日」（地の巻のみ「年」が「歳」）、「新免武蔵」「寺尾

孫之丞殿」の記載がある。ここまでは全五巻とも同筆、きわめて能筆ではあるが、ときどき誤写らしいものが見つけられる。そのあとに、各巻とも、「寛文」以下の日付け、「寺尾夢世勝延」の署名、花押と当て名がある。「孫之丞」と「夢世勝延」が同一人であることは、「寺尾孫之丞勝信（ママ）同求馬信行、此兩人に流儀相伝あり。孫之九後夢世と号す」（「二天記」）によっても知られる。武蔵は正保二年（一六四五）五月十九日、肥後熊本で没したので、その死ぬ数日前の同じ日に、「独行道」は、「五輪書」とともに、その一の弟子寺尾孫之丞に伝授されたものである。

武蔵は、「生国播磨の武士新免武蔵藤原の玄信」と「五輪書」にいうように、藤原姓、名字は新免、武蔵と称し、玄信といった。（「武蔵守」とあるのは流派をついだ門人よりの尊称）

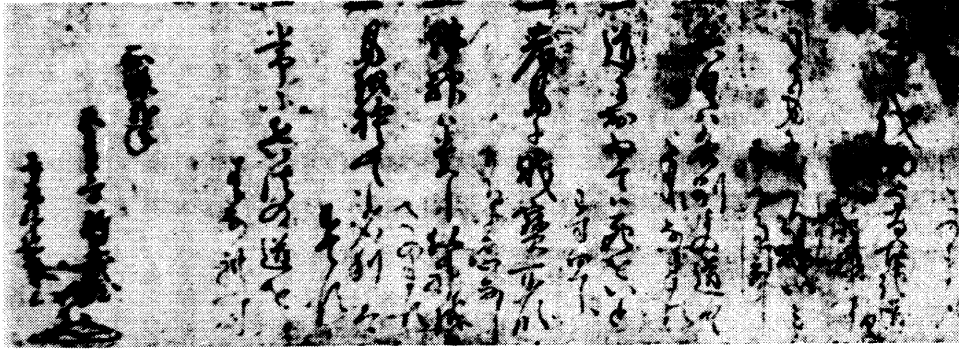
「二天」の号がある。武蔵の没後、養子の宮本伊織が承応三年（一六五四）、豊前小倉に建てた「新免武蔵藤原玄信二天道楽居士碑」（以下「小倉碑文」という）は、肥後熊本泰勝寺第二世の春山の撰文である。その文中にも「武蔵玄信号二天」という。「道号を二天道楽と号す」と「二天記」では書きとめた。類似の類形「二天」印の使用のあとは、武蔵の絵画作品の中で代表作に数えられる、「達磨の頂相図」「達磨の図」「梅には



との図」(ともに細川護立氏蔵)「さぎの図」(松井明之氏蔵)などに見られる。宮本武蔵の「宮本」というのは、その出身の地名からきた通称であろう。なお「武蔵政名」は、享保元年(一七一六)出版された日夏繁高の「本朝武芸小伝」に最初出ている。これは多分、「法名玄信二天」と誤記して、名乗りにこまり、「正しい名」(政名)としたのではなからうか。

独行道

- 1 世々の道をそむく／事なし
- 2 身にたのしみをたく／まず
- 3 よろずに依怙の心／なし
- 4 身をあさく思世を／ふかく思ふ
- 5 一生の間よくしん／思わず
- 6 我事におゐて後悔を／せず
- 7 善悪に他をねたむ／心なし
- 8 いづれの道にもわかれを／かなしみます
- 9 自他共にうらみかこつ／心なし
- 10 れんぼの道思ひよる／こころなし
- 11 物毎にすぎこのむ／事なし
- 12 私宅におゐてのぞむ／心なし
- 13 身ひとつに美食を／このまず
- 14 末々代□なる古き道具／所持せず
- 15 わが身にいたり物いみ／する事なし
- 16 兵具は各別よの道具／たしなまず
- 17 道におゐては死をいと／わず思ふ



- 一 老身に財宝所領／もちゆる心なし
- 一 仏神は貴し仏神を／たのます
- 一 身を捨てても名利は／すてず
- 一 常に兵法の道を／はなれず

正保貳年

五月十二日 新免武蔵

玄信 (花押)

寺尾孫之丞殿

注(1)仮名は一字について変体仮名をいくつか使用しているがすべて現行のものに統一した。必要なものに濁点をつけた。
 (2)各条、下をそろえて二行に書いているのを、改行に／を入れて、一行にまとめた。

- (3)「ゞ」の反復記号を用いているのは、「々」に改めた。
- (4)□は判読しにくい文字を示す。「二天記」は、「什物と」と記録、池辺義象氏は、「末々代□なる」を削除している。
- (5)下欄の番号は、便宜上各条につけた通し番号である。

『独行道』の本文はこのように二十一条で、真筆が残っているのに、長い間、十九条であるかのようにあやまられてきた。このあやまりは、武蔵の没後、約百年後にできた武蔵の伝記、『二天記』(豊田正脩著、同景英校。宝暦五年(一七五五)刊)が、十九条と記録したために、まずはじまっている。

一、〈正保二年〉五月十二日、〈松井〉寄之主〈沢村〉友好主へ為遺物腰の物并鞍を譲りあり。寺尾勝信に五輪の巻、同信行に三拾五ヶ条の書を相伝也。其外夫々遺物あり。へ

中略)物事かたつけ(一本カキツケ)極められて、自誓の心にて書せられる。(1)

と武蔵が死ぬ前に「かたみわけ」をしたことを詳細にのべ、このあとに「独行道」を、武蔵の署名のところまで記録しながら本文は十九条句をあげ、第四条と第二十条とを省略している。

明治四十二年(一九〇九)、宮本武蔵遺蹟顕彰会発行の「宮本武蔵」は、池辺義象氏の執筆でもっともすぐれた武蔵研究の書である。巻頭に武蔵真筆の「独行道」の写真(これは現存する真筆の二十一條である)をかかげながら、本文中には、「この人嘗て独行道と称し、自戒の文十九條を自署して云く(下略)」と述べ、十九條目をあげ、やはり第四条と第二十条とを省略した上に、真筆の條句の順序をかえたり、各條の辭句を著しく改めておられる。

吉川英治氏も「彼の自戒の壁書文」と題し、「伝えられているものには、独行道二十一條というもあり、十九條、或は十四条など、まちまちであり、また章句の順序も一定していない」(『随筆宮本武蔵』講談社版)といい、順序まちまちの十四條句をあげている。その下欄には武蔵真筆「独行道」の写真をかかげているが、これも現存する真筆の二十一條である。なお十四條のものは存在しない。

最近、杉浦明平氏の「一匹狼と家畜の生きかた」(『戦国乱世の文学』岩波新書)、藤森成吉氏の「宮本二天」(『古美術』5 三彩社)など、すぐれた労作が発表されているが、「独行道」については、真筆によらずに、池辺義象氏の改作された十九條を、いずれも引用されて、武蔵の真意を伝えておられない

のはまことに惜しまれる。

これらはみな、「独行道」を、武蔵の真筆が現存しながら直接それによらず、「二天記」や、明治になって池辺義象氏の改作されたものにそのまま依存してきたためのあやまりである。

二

「独行道」という題名のよみは

- 1 ドクカウダウ
- 2 ドクギャウダウ
- 3 ヒトリユクミチ
- 4 ヒトリオコナフミチ
- 5 ドクカウノミチ

などが考えられる。従来、2で読んだものに、「定本国民座右銘」・吉川英治氏・司馬遼太郎氏がある。武蔵は何と読んだかわからない。1の「ドクカウダウ」でよいだろう。

ここで、武蔵の文字使用例を、「五輪書」細川本(岩波文庫本)で考察してみる。ただし、「五輪書」は、直筆本が残っていないくて、まだ厳密な校定作業が加えられていない。

〈独〉

一字だけで、「ドク」と音よみした例はなく、「ヒトリ」と読んでいるのが二例。「独太刀をとつても、其敵々の智略をはかり、(中略)朝鍛夕練して、みがきおほせて後、独自由を得おのづからきどくを得、(下略)」(火の巻)ほかに、かな書きが一例。「長き太力好ム身にしては、其云わけはあるものなれども、それは其身ひとりの理也」(風の巻)

〈行〉

a、この一字だけで、「ユキ」と読んでいるのが三例

「其はか行て、手際よきもの也。果敢の行、手ぎわよきと云所」(地の巻) 「はぬる足、はぬると云心にて、はかの行かぬるもの也」(風の巻)

b、「行」の字を、「ギヤウ」「カウ」と「音よみ」したり、「オコナフ」と訓よみした例は見あたらない。

c、「ゆか」「ゆき」「ゆく」とかな書きしているもの十五例
「わきの道へ心のゆかざるやうに」(水の巻)「奥へゆかん」
「はやくゆきがたし」「合点のはやくゆく理」(以上、風の巻)「はかゆかず」二例、「はかゆかざる」五例、「ゆきあたる」二例などがある。

d、「おこなふ(ひ)」というかな書き、十七例。そのうちで「道」という語に前後して出るもの十例。

1 武士の兵法をおこなふ道は、何事におゐても人にすぐる所を本とし……………(地の巻)

2 漢土和朝までも、此道をおこなふ者を兵法の達者といひ伝へたり。(地の巻)

3 道々事々をおこなふに、外道と云心あり。日々に其道を勤ると云とも、心のそむけば、其身はよき道とおもふとも、直なる所より見れば、実の道にはあらず、実の道を極めざれば少心のゆがみに付て、後には大きにゆがむもの也(地の巻)

4 兵法の道おこなひ得ては、一つも見へずと云事なし。

(地の巻)

5 右一流の兵法の道、朝な夕な、勤おこなふによつておのづから広き心になつて……………(地の巻)

6 我兵法を学ばんと思ふ人は、道をおこなふ法あり。第一によこしまになき事をおもふ所、第二に道の鍛練する所、第三に諸芸にさはる所、第四に諸職の道を知事、第五に物毎の損徳をわきまゆる事、第六に諸事目利を仕覚る事、第七に目に見えぬをさとしてする事、第八にわづかな事にも氣を付る事、第九に役にたたぬ事をせざる事、大形如此理を心にかけて、兵法の道鍛練すべき也。(地の巻)

7 大なる兵法にしては、善人を持事にかち、人数をつかふ事にかち、身をただしておこなふ道にかち、国を治る事にかち、民をやしなふ事にかち、世の例法をおこなひかち、いづれの道におゐても、人にまげざる所をしりて、身をたすけ、名をたすくる所、是兵法の道也。(地の巻)

8 兵法の道におゐても、其敵としなれ、人の心の軽重を覚へ、道をおこなひ得ては、太刀の遠近遅速迄もみな見ゆる儀也。(風の巻)

9 此兵法の道におゐても、武士として道をおこなふに、士の法をしらざる所、空にはあらずして、色々まよひありて、せんかたなき所を空と云なれども、是実の空にはあらざる也。

10 武士は兵法の道を髓に覚へ、其外武芸を能つとめ、武士のおこなふ道、少もくかららず、心のまよふ所なく、朝々時々におこたらず。(9・10 空の巻)

以上、十例のうち、「おこなふ(ひ)」というのは、「兵法をおこなふ」という意味に使われる場合が多い。ただし、7の「身を正しくおこなふ道」の「おこなふ」は、「独行道」の題名に関連がある。

〈独行・行道〉

ともに、『五輪書』中には見あたらない。

〈道〉

『独行道』の本文中に、「道」が五例。すべて「ミチ」と読む。「ドウ」とは「音よみ」できない。「世々の道」(1)、「いづれの道」(8)、「れんぼの道」(10)、「道におおては」(17)、「兵法の道」(21)と出ている。

『五輪書』中、「道」を含む語彙が二百三十余。(細川本には誤字が見うけられるので、「余」としておく。なお、道具・道場の類をはぶく)うち、「音よみ」をするものは、天道、道理、文武二道、外道、悪道、儒道、哥道者、得道などの数語で、残り大部分は、「みち」と「訓よみ」している。

「道」は、『五輪書』で、どういう意味に使用しているか。(1)「兵法の道」をさす。(これが、多い)

「兵法と云事、武家の法なり。将たるものは、とりわき此法をおこなひ、卒たるものも此道を知るべき事なり」「此道におおて、太刀を振得たるものを、兵法者と世に云伝へたり」(地の巻)「我道を伝ふるに、誓紙罰文などと云事を好まず」(風の巻)

(2)「諸芸諸能」をいう。

「道を顕して有ば、仏法として人をたすくる道、又儒道としての文の道を糺し、医者といひて諸病を治する道、或は哥道者として和哥の道をおしへ、或は数寄者、弓法者、其外諸芸諸能までも思ひ／＼に稽古し、心々にすくもの也」「道におおて儒者、仏者、数寄者、しつけ者、乱舞者、此等の事は武士の

道にはなし。其道にあらざるといふとも、道を広く知れば、物毎に出あふ事也」(地の巻)「よろずの芸能、其道／＼をわたり」(水の巻)

(3)「文武二道を嗜む事」

「武士は文武二道といひて、二ツの道を嗜事は道也」(地の巻)

(4)「専門的なもの」

「人の世を渡る事、士農工商とて四ツの道也」(地の巻)

(5)「方法」「手段」または「こと」「ところ」の意。

「人にまぐる道」「死ぬると云道」「死する道」(地の巻)

(6)単に「道路」の意

「さかしき道」(地の巻)「千里の道もひと足宛はこぶなり」(水の巻)「細道」「常の道をあゆむがごとし」(風の巻)

なお、火の巻に、「舟路」「海路」の各一例が出ている。このように、「道」については、多様に使っている。そして、

これが「実の道」(二十例、うち一例には、「実」に「まこと」ふりがなあり)「まことの道」(一例、地の巻)と熟すると、「長き太刀好む身にしては其云わけはあるものなれども、それは其身ひとりの理也、世の中の実の道より見るときは、道理なき事也」(風の巻)の、「世の中の」「実の道」となる。そして「世の中の道、人の直なる道理より見せ(れ力)ば、長きにかたつき、短きを理(利力)にし、つよきよわきとかたつき、あらきこまかなると云事も、みなへんなる道なれば」(風の巻)「縦何程の敵に打ちかちても、ならいに背く事におおては、実の道にあるべからず」(水の巻)とあるように、「道」は「世の中の道」であり、「人の直なる道理」であり、「ならいに背

く事」は「実の道」でない、すなわち武蔵のいう「道」というものが、「世」に関してこそ存在することが理解できよう。

『独行道』というのは、「独行」の「道」か、「独り、おこなう（おこなった）道」か、いろいろ考えられる。

「独行」の文字は、「其特立独行、有如此者」（礼記、儒行）「士之特立独行、適於義而已、不顧人之是非、皆豪傑之士、信道篤而自知明者也」（韓愈、伯夷頌）、「居天下之広居、立天下之正位、行天下之大道、得志与民由之、不得志独行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫」（孟子、滕文公章句下）などに出るが、これは君子、士をいう時のごく普通の語で、後漢書では独行伝として節義の士たちの伝を集めている。この意にとれば、『独行道』二十一条の内容は、節を守って、世俗に従わなかった武蔵のころをあらわしたものと見ることがきるだろう。

「独り、おこなふ（おこなった）道」と、考えるときさきに「おこなふ」の7の「身を正しておこなふ道」をあげたがその「独り、身を正しくおこなふ（おこなった）道」の内容が、『独行道』の各条句である。

『独行道』には、武蔵が、その晩年、一生をふりかえって、かねて実践した事柄を列挙したものである。

三

『独行道』の二十一条句は、その構成から見て、起承転結と大きく四つに分けられる。起は、第一条より第四条までの四

句。『独行道』の眼目は、この四条句だけでほとんどいっくされてゐる。承は、第五条より第十六条までの十二条句。転は第十七条より第二十条までの四条句。結は、第二十一条の一句武蔵の『独行道』の内容は、この一条句にまとめられている。

一 世々の道をそむく事なし

「世々の道」とは、あらゆる時代のすべての道をさす。「道」には、「兵法の道」「諸芸諸能の道」「諸職の道」、それらすべてを含んでいる。「独行道」と題したとはいへ、世間のあらゆる時代のすべての道に、背をむけるものではないことを第一に断言している。

「世々」の語、『五輪書』中には出ない。世・世の中・世中・世間などはある。「世々の道」に似たものとして、「世の中の道、人の直なる道理より見せ（れカ）ば、：：みなへんなる道なれば」（風の巻）「それは其身ひとりの理也、世中の実の道より見る時は、道理なき事也」（同）など。「を」は、文法的には「に」通ずる「を」である。「そむく」は「諸芸諸能に至ても、拍子をそむく事は有べからず」（地の巻）「縦何程の敵に打ちかちても、ならいに背く事におゐては、実の道にあるべからず」（水の巻）など出る。

この第一条句は、いわば『独行道』一巻の発句にも相当する一身にたのしみをたくまじ

「独行道」と題した武蔵。「独り」といったからといって、個人のためのしみ、悦楽を追求しようなどとは考えていない。「先、氣に兵法をたえさず、直なる道を勤て」（地の巻）いく武

藏。わが身に悦楽など工夫したくないと。

「たくむ」は、「工夫する、たくらむ」意。「種々様々の道具をたくみこしらへ」（地の巻）「其あいてのあしきやうにたくむ事なり」（風の巻）などの用例がある。

この条句、いわば「世々の道をそむく事なし」という発句に對して脇句といつてもよい。

一 よろづに依怙の心なし

3

「よろづに」とまず書きだし「依怙（えこ）の心」のないことの簡潔にして力強い宣言。「むざと長きをきらふにはあらず長きとかたよる心をきらふ儀也（中略）わが一流におゐて、さやうにかたぶきせばききらふ事也」（風の巻）とある「かたよる心」「かたぶきせばきき心」が「依怙の心」である。「常にも、兵法の時に、少もかはらずして、心を広く直にして、きつくひばらず、少もたるまず、心のかたよらぬやうに、心をまん中におきて、心を静にゆるがせて、其ゆるぎのせつなも、ゆるぎやまぬやうに吟味すべし」「心を直にして、我身のひいきをせざるやうに心をもつ事肝要也」（ともに水の巻）といった心境である。

この条句、第三にすえたところに意味がある。まず第一条で「世々の道」という「他」をあげ、第二条では「自身」（わが身、われ）、第三条では「すべてのもの（こと）」すなわち「よろづ」となる。「独行道」の起の部分の四条句では、転句に相当する。

第三にあつてのみ、よく生きる条句。（池辺氏が、第二と第三を入れかえているのは、あやまりである。）

一 身をあさく思世をふかく思ふ

4

「身をあさく思ひ」と読む。送りがなの省略は当時よく見られる。「世」は「道」と関係した語。「身」のみでは「道」に關係しない。「世」は「世々の道」の「世」に通じて、「世」に關してこそ「道」が存在する。「世の中の道」それは「人の直なる道理」であり「実の道」でもある。「身を正しくおこなふ道」を念ずる武蔵には、「わが身を軽く思い、世の中の道のこととを深く思う」ということは、ごくあたりまえのことになる。これは、「独行道」の起の部分では結び、この条句、第二十条句とともに「二天記」は採録していない。池辺氏もまた同じ。恐らくこの条句の真意を理解できなかったためだろう。

以上、起の部分の四条句を見ただけでも、「独行道」の武蔵の心中がよくにじみでている。さらにつづいて、具体的な事柄が、承の部分、十二条句に示されている。

一 一生の間よくしん思わず

5

承の部分のまず始めの条句に「一生の間」という語をおいたのは、「独行道」の執筆がやはり彼の晩年のある時期であつてしじみその一生をふりかえつてのつぶやきであるう。「よくしん」は欲心。武蔵が、肥後熊本藩主細川忠利に招かれた時の口上書（寛永十七年二月付け）に「年罷寄、其上近年病者に成候へば、何の望も無御座候」といった。「思わず」は、歴史的仮名づかいでは「思はず」この「思わず」という末尾は、前の第四条の末尾を、「思ふ」と結んだのと照応しての使用と

見たい。

一 我事におもて後悔をせず

「我事」のよみは、「わが事」「われ事」（菊池寛氏、吉川英治氏など）と読む人は、『独行道』の真筆を見ても、武蔵の文字の表記は変化をつけた書きぶりが多く、第十五条に「わが身」とわざわざかな書きをしていることを知らないためである。「敵も我事を受けて、氣ざしたるむ物なり」（火の巻）には、「我」に「わが」のふりがながある。「我兵法の利わざにおもても、各別の義也」「我朝におもて、しるもしらぬも腰におぶ事、武士の道也」（以上、地の巻）「我兵法におもては、身なりも心も直にして、敵をひずませ、ゆがませて、敵の心のねぢひねる所を勝事肝心也」（風の巻）などの、「我……におもて」の「我」はみな「わが」と読む。また「われ事」であれば、すべての条句に「われ」があつてあたりまえだろう。「おもて」は歴史的仮名づかいでは「おいて」

「我三十を越へて跡をおもひみるに、兵法至極してかつにはあらず、をのづから道の器用有りて、天理をはなれざる故か、又は他流の兵法不足ある所にや、其後なをもふかき道理を得んと、朝鍛夕練して見れば、をのづから兵法の道にあふ事、我五十才の比也」（地の巻、序文）というように、いつも工夫に工夫をかさね全力をつくしてきた武蔵には、「我事におもて」文字通り「後悔をせず」ともよかった心中をそのまま吐露したものであろう。

【独行道】の中でも、とくに光ることば。

「後悔などいふお目出度い手段で、自分をごまかさぬと決心

6

してみろ、さういふ確信を武蔵は語つてゐる」とは小林秀雄氏

（「私の人生観」）、「彼がいかに嘗つては悔い、また、悔いては日々悔いを重ねて来たかを、ことばの裏に語つている」との吉川英治氏（「随筆宮本武蔵」）など、諸家の見解がある。

一 善悪に他をねたむ心なし

7

前条の、「我事におもて」を受けて、これは「他」。その「他をねたむ心」がないという。「正しい道をおこなふ」武蔵には「よしあし」につけ、「他をねたむ心」はいらない。

一 いづれの道にもわかれをかなしませず

8

「わかれ」をとりあげた。この世に「別離」はさげがたい。「一生の間」「よくしん思わず」、「我事におもて後悔をせず」「善悪に他をねたむ心」もない武蔵には「いづれの道にも」「わかれ」を「かなし」む必要がない。

以上、5678は、7の「心なし」のほか、「ず」で終る。

一 自他共にうらみかこつ心なし

9

「身にたのしみをたくまず」「我事におもて後悔をせず」「善悪に他をねたむ心」のない武蔵。自他をみおろす境地にいるから、「自分」にも、「他人」にも、「共に」「うらみかこつ心」などなくてすむ。

一 れんぼの道思ひよるころなし

10

ここでは「自」と「他」との心のうごきである。「れんぼ（恋慕）の道」、それに「思ひよるころ」などないという。「れんぼの道」と「思ひよるころ」の間に「に」という助詞があればよりはっきりする。第十八条の「老身に財宝所領もちゆる心なし」の「財宝所領もちゆる心なし」にも助詞が省略されて

いる。「思ひよる」という語、単に「思う」または「思ひなし」というよりも強くひびく。この条句、彼もまた「れんぼの道」には人並み以上の辛苦をかさねた心の余韻を残すものではなからうか。

一 物毎にすぎこのむ事なし

11

「将卒共に物にすぎ、物をきらふ事悪し」(地の巻)とは、「武具の利」についてのべていることであるが、ここにもよくあてはまる。前条「れんぼの道」は「人」への「すぎこのみ」で、ここは、「物」について。そして、「物毎」は「物事」、この中には「衣」をも含むものとみる。

一 私宅におゐてのぞむ心なし

12

「私宅」に望む心のないことは、「口上書」で、「妻子逆も無之、老体に相成候へば、居家家材(マゴ)等の事思ひもよらず候」といったことでもあきらかである。これは「住」。

一 身ひとつに美食をこのまず

13

「わが身ひとつには美食をこのまず」と。前々条には「衣」、前条には「住」、ここでは「食」について。「身ひとつ」は、「身ひとつにとりて」、すなわち「自分ひとりでは」の意。

一 末々代□なる古き道具所持せず

14

この条句、真筆を見ると判読にくるしむ部分が多い。□の一字は、「偏」がはつきりせず、「旁」から、「物」と読めば、「末々代物なる古き道具」となる。「物」は、前の第十一条句に「物毎」の「物」があり、「旁」の真筆の字体はよく似ている。「末々代物」とは「末代物」の意味に同じであろう。「所持せず」の部分は、墨の色うすく読みにくい。この部分は「二

天記」の「所持せず」に従いたい。「末代物」などと人の騒ぐ「古き道具」は、所持の必要がない、と。

「二天記」が、「末々什物となる古き道具所持せず」と採録したことは、当時でも、わかりにくかったことを物語るのかも知れない。真筆をよく読むとき、「代」は、「什」とはよみにくい。「と」の字もない。そこで明治の池辺氏は「旧き道具を所持せず」と、判読しにくい部分をけずっておられる。「を」の字はない。

日本武道全集第一巻では、写本版を添えて、「末二代物なる古き道具を所持せず」と読む。「二」は、反復記号の「々」で、「に」と読むのではない。第一条の「世々の道」がそうであるし、「二」と表記した「に」は『独行道』の各条句には見あたらない。「代物」を「しろもの」と読むことはよいとしても、この条句の意味がはつきりしない。もちろん「を」の字はない。

一 わが身にいたり物いみする事なし

15

前の二条から転じてこの一条。「物いみ」万能の時代にこの条句。「五輪書」を書くにあたって、「仏法儒道の古語をもからず、軍記軍法の古きことをもちひず」(地の巻、序文)と言いきった。そういうういさいのものから解放された武蔵。「鍛練をもって惣体自由なれば」(地の巻)、「太刀の道を覚へて惣体自由(ヤハラカとふりがな)になり」(水の巻)とあるが、惣体の自由は、心の自由をも意味する。柔軟で合理的な武蔵は、「物いみ」など、こっけい至極といいたところだろう。「わが身にいたり」とは、「我が身に行とどき」「我が身に極まり」「自信を持って」の意。「いたり」の用例では、「万

事に至り役に立つやうにおしゆる事、是兵法の實の道世」（地の巻）など。

一 兵具は各別よの道具たしなまず

「各別」は「格別」とも書く。「よ」は「余」で「ほか、他」の意。「余の道具」はたしなまないが、「兵具は各別」のこと「たしなむ」ということ。

「さまざま」の兵具をこしらゑ、兵具しなじなの徳をわきまへたらんこそ武士の道なるべけれ。兵具をもたしなまず、其具々の利をも覚えざる事、武家は少々たしなみのあさきもの歎（地の巻）とか、「一、武具の拵様、軍陣におひて、夫々に応じ便利成事」（「口上書」）とある。武蔵自身、兵具を製作したことは、現在、遺物として、鐔・木刀・鞍などが、松井家（熊本県八代市）に保存されており、「武蔵拵え」という刀劍の外装があることなどから理解される。

以上、十二条句、四条句ずつ、区切ると、末尾は、それぞれその第三番目をはずしている。

転の部分は、第十七条から第二十条までの四条句。

一 道におゐては死をいとわず思ふ

「わが道」すなわち「兵法の道」においては、死をもいとわずに、生命を忘れて、「道を思ふ」という意。「我若年より以來、兵法の道に心をかけて、劍術一通りの事にも手をからし、身をからし、色々様々の心に成り、……」（火の巻）という、その兵法の道である。

歴史的仮名づかいでは、「おゐて」は「おいて」、「いとわ

ず」は「いとはず」と書く。

「道におゐては死をいとわず思ふ」の「思ふ」という末尾は、起の部分、第四条句の末尾にそろえたものとみられる。

一 老身に財宝所領もちゆる心なし

「老身に」とことわっている。「年罷寄、其上近年病者に成候へば、何の望も無御座候。〈中略〉妻子迎も無之、老体に相成候へば、居室家材（マ）等、事思ひもよらず候」（「口上書」）と言った。「何の望」みもない「老身に」は、「財宝」にも、「所領」にも、「もちゆる心」はないと。第五条句の「よくしんなし」を、より具体的に説明したことになる。「所領」は領地。「もちゆる」は「使う」意。

「心なし」という末尾は、起の部分、第三条句の末尾にそろえたものとみられる。

「財宝所領」のつぎに「に」があれば、よりわかりやすい。

一 仏神は貴し仏神をたのみず

「仏神は貴い。しかしその「仏神」を「たのみぬ」といわれるところに武蔵の面目がある。「我事におゐて後悔をせぬ」武蔵には、「仏神をたのみぬ」必要もない。この心境、古今独歩。明治の国学者池辺氏は、「仏神」を「神仏」に改められた。

末尾の「ず」は、起の第二条句の末尾とそろえている。

一 身を捨てても名利はすてず

わが「身を捨てても」、わが「名利はすてず」ということ。「捨てても」と「すてず」と、漢字とかなを併用しているのは、表記に変化をつけたものであろう。「武士の兵法をおこなふ道は、何事におゐても、人にすぐるる所を本とし、或は一身の切合に

16

17

18

19

20

かち、或は数人の戦に勝。主君の爲、我身の爲、名をあげ、身をたてんと思ふ。是兵法の徳をもつなり」（地の巻）の「名をあげ、身をたてん」ということと、「いづれの道におゐても人にまげざる所をしりて、身をたすけ、名をたすく（イ上ぐ）る所、是兵法の道也」（地の巻、本文）の「身をたすけ、名をたすく（イ上ぐ）」とから見るとき、この「名利」（ミヤウリ）は、「廉恥」「名譽」「名声」の意である。「末の世に拙者一人之儀は古今之名人に候」（「三家老あての書簡」）という武蔵。

「身を捨てても」、世間から得た「名利」——名声評判は「すてず」と、つまり、「名を惜しむ」ということ。

「名利」を、「節義」の意とする吉川英治氏の説（「隨筆宮本武蔵」）は、武蔵のところに文献に この意味を見つけるのが困難である。

この条句、第四条句とともに「二天記」も池辺氏も本文にとつていない。池辺氏はともかく、「二天記」に採録していないのはどうしたわけだろうか。「独行道」の伝授の日付けと署名を録していることと、第十四条の「一 末々代□なる古き道具所持せず」の異同とから、「二天記」の採録者は、現在残っている「独行道」の真筆そのものを、たしかに見たか、あるいは他人に写してもらったかと思われる。かりに直接見た場合、それでは、この二条句は、見おとしたのだろうか。または故意に省略したのだろうか。「二天記」の凡例には、「此書は預め先師一生の事を録す。家父卜川正剛若年の比、老健なりし直弟の人々物語りに、先師徒然の折節、自然打話有し事なり。或は先

師自筆の文書等抄出する也」とある中の「先師の文書等」を「抄出する」といっても、「故意に省略」とも「見おとし」とも断定しかねる。池辺氏になると、「二天記」の本文に従い十九条句とし、各条句の辞句を勝手に改められたのは従いかねる。

以上、転の部分の四条句の各末尾と、起の部分の四条句の各末尾を見くらべてみる。第十七条の「…思ふ」は、第四条の「…思ふ」と、第十八条の「…心なし」は、第三条の「…心なし」と、第十九条の「…をたのまず」は、第二条の「…をたくまず」と照応する。そして第二十條の「…ず」は、「独行道」の終わり三条を、みな「…ず」でそろえたと見る。

こう見てくると、「二天記」が、真筆より二条句を欠ぐのは「省略」したのだろう。第四条と第二十條の内容を理解しかね武蔵の真意をくみとることができなかつたためであろう。

21

一 常に兵法の道をはなれず
武蔵の「独行道」も、結局「常に兵法の道をはなれず」ここに帰一する。若年のころより朝鍛夕練してきた兵法の道 老身の今、この瞬間も、常に念頭をさらないと。

池辺氏は、「心常に兵法の道を離れず」と改められた。「心」一字を加えただけにすぎないが、原文のもつ力強さがこわされ武蔵の真意より離れたものになってしまった。

「独行道」の各条句を見てきて、全体をかえりみると、この二十一条句は、起承転結の構成をもち、変化の中に調和をもつ簡明なすぐれた文体である。武蔵の著作「五輪書」は、寛永二

十年十月十日起筆ということがハッキリして、『独行道』と同じ死の数日前の日付けて一の弟子に伝授された。ところで『独行道』執筆の時期は正確にわからない。『二天記』では、かたみわけをしたあとで「自誓の心にて書せらる」というが、真筆を見る時、日付け以下と題名、本文とは同一筆跡ではあるものの、墨の色がちがうように見うけられる。内容から見ても推考のあとが著しいことなど、その執筆を、臨終直前と限定せず晩年のある時期と見る方がよいだろう。こういうふうな簡条書きをしているものは、『五輪書』の中にもしばしば見られる。まず地水火風空の各巻には、項目をたてて説明をしている。そして地の巻の末文では、とくに「我兵法を学ばんと思ふ人は、道をおこなふ法あり」といって第一より第九までの簡条をあげた。(二の「おこなふ」の例6、参照)(これより以前、寛永十七年へ一六四〇二月、細川忠利の命によって書いた『兵法三十五簡条』も、項目をたてて、説明がついている。)これらのいづれよりも、『独行道』は、より簡明できわめてユニークな文体である。

『独行道』のスタイルと似ているものには、「早雲寺殿二十一簡条」「信玄家法」「大内家壁書」「朝倉敏景十七簡条」「長曾我部元親百簡条」などがあげられる。この中には、あるいは武蔵の見たものがあつたかもしれない。しかし右には、いづれも治める者が治められる者に示した条目が挙げてある。文体も漢文体をまじえたりして、雑然としたものばかりである。

これらにくらべて、『独行道』は、「独り、その道をおこなう」武蔵の「道」の内容を書きとめたものである。財宝所領は

もとより私宅にも美食にも「よくしん」を思わなくなった老身の武蔵が、「独り」しずかに自己をみつめての告白である。「自己凝視のつぶやき」が、この簡明なすぐれた文体となったものと見られる。

その意味では、『独行道』は、宮本武蔵の「自誓」(『二天記』)でもなく、「自戒」の文(池辺義象氏)でもなく、「自戒の壁書文」(吉川英治氏)でもなく、もとより「箴言」(司馬遼太郎氏)でもない。「自己の救済だけに専念して、他人の救済や援助を少しも念としない」(藤森成吉氏)という見解は、武蔵の生涯とその志向から見ると、あたっていない。

四

武蔵の書跡で、真筆と確認できるものに次の三点がある。

- (1) 『独行道』 (鈴木 猛氏蔵)
- (2) 「戦気・寒流帯月澄如鏡 道楽」(幅) (松井明之氏蔵)
- (3) 「武蔵筆」(重文「鶉の鳥の図」署名) (細川護立氏蔵)

(2)の「戦気」の書は、「戦気」と大きく書き、「寒流帯月澄如鏡」という白楽天の詩の一句を豎に一行、大字で墨書して、「道楽」と小さく署名、「二天」の朱印をその上に押している。「道楽」の「道」は、『独行道』の真筆によくつか見える「道」の文字によく似ている。

(3)の「武蔵筆」の三字は、落款で、雅印は竹材で「宝」の字に読まれる。武蔵の絵画作品で署名をしているのはこの「鶉の鳥の図」だけで、字数は僅かだが珍らしい。

△島原在陣中、有馬左衛門尉宛ての書簡 (吉川文字氏蔵)

戦後、吉川英治氏が発見されたもので、「随筆宮本武蔵」(講談社版)に口絵写真版がある。これは武蔵が、島原在陣中有馬左衛門尉直純にあてた書簡で、文面から、原城陥落の直後と考えられ、寛永十五年(一六三八)の二三月ごろだろう。

『独行道』を執筆した時期とは、年代的にへだたりはあるが、両者とも漢字と仮名が用いられている。

しかしこの「書簡」は筆力なく「写し」、忠実な写しと考えられる。参考までに紹介する。

1 と思召付 尊札忝次第二奉存候

2 随而せかれ伊織儀御来ニ立申

3 適大慶ニ奉存候 拙者儀老足

4 可ヒ成御推量候 貴公様御はた

5 之様御家中衆へも手先ニ而申かわし候

6 殊御父子共本丸迄早々ヒ成

7 御座候適驚目申候拙者も石ニあたり

8 寸年たちか年申故御目見ニも

9 埒明不仕候猶重而可得尊意候

恐惶謹言

即 剋 玄信(花押)

〈切封〉 宮本武蔵

有左衛門様

小性衆御中

右書簡の文中「寸年たちか年」の「年」は、「独行道」真筆の「正保貳年」の「年」と似る。花押はちがっている。ともかく「写し」で判読すべき字が多い。

なお、吉川氏の解説文には誤読がみとめられるので訂正する1行目、「奉存候」を「御座候」、5行目、「申かわし候」は「申置候」と読まれるが従いかねる。8行目、「御目見」を「御目見得」と、しかし「得」の字はない。9行目、「□□不仕候」を「被仕不在」と読まれたが、上の二字は「埒明(カ)」。宛て名の「小性」は、もちろん「小姓」であるが、字は「小性」を書いている。3、7行目の「道」はその音「シュウ」から「趣」に通ずるが、書いている字は「道」であって、「趣」ではない「ことごとく」と読む。

明治の末期に、名著「宮本武蔵」で池辺義象氏が、

書は今、松井男爵家、及寺尾家に伝へたる幅、戦気寒流帯月澄如鏡の字体、又寺尾家の兵法論の序、野田家の独行道前田氏の五輪書、山尾氏の三十五箇条等を見くらぶるに、筆力道健、気魄ありて禅味を帯びたり。

といわれている中で、武蔵の真筆と思われるものは、松井家の「戦気」の書と、「独行道」だけである。

昭和十一年(一九三六)、添田達嶺氏は「画人宮本武蔵」で熊本野田家所蔵の直指人心の四文字などは、古への高僧の筆かと思はれる程の名筆である。小倉の毛里家所蔵の「春風桃李花開日 秋霜梧桐葉落時」の十四文字などは、所謂文人書家の筆には見ることの出来ない超凡脱俗せるものである。(同書、一〇一ページ)

と述べ、写真版を添えられた。「直指人心」には「武蔵書」と署名して竹材の「室」印をおしている。「春風桃李……」の二行書には細字で「是兵法之始終也」「宮本武蔵」に大きな印をおす。戦後、ともに所在不明で、写真を見るだけなので確認をひかえる。「書は新見吉次氏所蔵の八月二十七日付寺尾左馬宛の一通」（高柳光寿氏岩波文庫「五輪書」解題）も疑問が残る。

武蔵の書跡についていろいろ考察を加えたのは、「独行道」が、武蔵の真筆であることの確認をしたい為であった。現所蔵者になる以前、だいたい明治の末期までは、二天一流の兵法指南の野田家に伝来してきた。「五輪書」のような兵法の書でもなく、また絵画作品のようなわかりやすさもなくて、ごく一部の人に注目されたきたのが実状である。

五

兵法の道、二天一流と号し、数年鍛練之事、初而書物に顕さんと思、時寛永二十年十月上旬の比、九州肥後の地岩戸山に上り、天を拝し、観音を礼し、仏前にむかひ、生国播磨の武士新免武蔵藤原の玄信、年つもって六十。我若年のむかしより兵法の道に心をかけ、十三才にして初而勝負をす。其あいて新当流有馬喜兵衛と云兵法者に打勝、十六才にして但馬国秋山と云強力の兵法者に打勝、二十一才にして都へ上り、天下の兵法者にあひ、数度の勝負をけつすといへども、勝利を得ざるといふ事なし。其後国々に至り、諸流の兵法者に行合、六十余度迄勝負すといへども、一度も其利をうしなはず、其程年十三より十八迄の事也。我

三十を越へて跡をおもひみるに、兵法至極してかつにはあらず、をのづから道の器用有りて、天理をはなれざる故か又は他流の兵法不足ある所にや、其後なをもふかき道理を得んと、朝鍛夕練してみれば、をのづから兵法の道にあふ事、我五十才の比也。其より以来は尋入べき道なくして光陰を送る。兵法の利にまかせて、諸芸諸能の道となせば、万事におゐて我に師匠なし。今此書を作るといへども、仏法儒道の古語をもちからず、軍記軍法の古きことをもちひず、此一流の見たて、実の心を顕す事、天道と観世音を鏡として、十月十日之夜寅の一てんに筆をとって書初るもの也。

この「五輪書」のはじめにある、ふつう序文とよぶ一文は、「朗々誦すべき天下の明文であり、一読総身のひきしまる思ひがする。此文ありて文人宮本武蔵は不滅の光を放つものと言へよう」(2)と杉浦正一郎博士も述べられた正に「天下の明文」である。ところでこれはまた簡潔でもっとも要を得た武蔵の自叙伝でもある。

右の記述から、武蔵は、天正十二年(一五八四)生まれといわれる。一説では天正十年ともいう。ともかく本能寺で織田信長が明智光秀に殺された前後か、あるいは豊臣秀吉の天下平定の直前のころに生まれたことになる。なくなつたのは正保二年(一六四五)五月十九日。松尾芭蕉の生年は諸書みな正保元年としている。(寛永二十一年の十二月改元であるが)芭蕉が伊賀の山中で、むつきのころ、武蔵は肥後で六十余年の生涯を終わった。

武蔵の生涯を考えその思想をたどる時、近くはこの明智光秀と松尾芭蕉のことが考えあわせられる。ずっとさかのぼって、鴨長明（一一二一六年没、64才か）、世阿弥（一四四三年没、81才）をあげたい。

松尾芭蕉は「幻住庵の記」の一節で、「ある時は仕官懸命の地をうらやみ、一度は仏籬祖室の扉に入らんとせしも、……」という。武蔵没後、ずっと太平の世がつづいた。そんな時代に芭蕉にも、「仕官懸命の地をうらやむ」時期があったというのは興味深い。戦乱の時代に生き、関ヶ原、大坂冬、夏の陣、島原と何度も戦争に参加した武蔵。「小倉碑文」には、「武蔵常曰、兵術手熟心得、一毫無私、則恐於戰場領大軍、又治国豈難矣」とある。細川忠利に招かれた時の「口上書」でも、「一、時により国の治様」といった。これらは、武蔵が、「治国」を志望していたことを明示するものである。かりに、武蔵が明智光秀と同時代に生まれて活躍していたら、あるいは天下をとる企てをしたかもしれない。「太刀の徳よりして世を納、身を納る事なれば」（地の巻）ともいう。光秀は細川幽斎とならぶ学問教養の持ち主であったが、「主殺し」の悪名のみが残った。武蔵は生まれたのが遅く、かねての志望も達成されずに、老いてしまった。後の慶安年間の由比正雪の愚挙もなかった。その老境円熟のころに、独創した兵法の道「二天一流」を組織だてて「五輪書」を著作し、兵法の理にまかせて諸芸諸能の道にわたり、美術工芸の傑作を残し、自己を凝視しては「独行道」を書き残した。芭蕉と同じ元禄時代に活躍したとしたら、恐らく「兵法の道」ではなく、ちがった方面でその天才を発揮したこ

とだろう。人と時代との関係もまた興味深い。

武蔵はその晩年を、肥後、細川家の客分となったことは、あらゆる意味で彼には幸福であった。細川家は、その中興の初代幽斎以来きわめて文武二道に理解をもった家である。武蔵を小倉の小笠原忠真の許から招いた三代忠利は、その仕えた翌年没したが、二代忠興（三斎宗立）は、武人であるとともに、利休直弟子の茶人、趣味の人。（武蔵の没した正保二年の暮れに没した）忠利の室は、徳川秀忠の養女で、実は小笠原秀政の女（名は千）、即ち武蔵の仕えた小笠原忠真とはきょうだい。そして細川家の家老松井家（主家細川の別称長岡姓を許された。長岡式部、また佐渡守と称す。）の代々が、武蔵を厚遇した。松井家の中興の初代康之は、幽斎に近侍して武功があった。元龜二年（一五七一）二月五日、大原野の小塩山勝持寺において細川兵部大輔藤孝（幽斎）興行の、いわゆる「大原野千句」には、里村紹巴、昌叱などの連歌師の連衆に、当時十三才の熊千代（世）という藤孝の長男、後の忠興の作がある。そして二月七日追加の「賦何人連歌」には、第四に康之の作品が残る。二代は興長。（一五八二—一六六一）武蔵とだいたい同年令でより長生きしている。慶長十七年（一六一二）四月、武蔵は都より小倉に来て、「父無二の介門人」の故に、興長に願って佐佐木小次郎と試合をしたと「二天記」にいう。（武蔵の父と興長との関係を語る。この記事の当否はわからない。）三代は寄之。（一六一五—一六六六）忠興の末子で忠利の弟。興長の養子となった。武蔵生前はもとより、その死後の取扱、配慮はまったくすばらしい。（3）

肥後における武蔵の動静をもっともよく伝えているものは、「二天記」の次の記述である。

武蔵平居閑静にして、或は連歌・茶・書画・細工等にて日月を過了。寄之主の亭にても連歌の会度々あり。長岡右馬助重政森崎玄三等執筆有り。連衆物声次の間に聞ゆれども、武蔵の物声計り一向なかりしと、其比寄之主の近習申し合へりとなり。

細川家入国の寛永九年（一六三二）以前、肥後は加藤忠広の支配で、八代の城代加藤正方とその臣西山宗因が昌琢の門人で熊本あたりは連歌のさかんな土地柄である。ふしぎなことに、武蔵の連歌関係のものが、まだ熊本からは報告されていない。今後の精査にまちたい。なお武蔵の俳諧作品は、万治二年（一六五九）、備前片上の住人岡本仁意胤及の編の「匏屑集」と、延宝四年（一六七五）、豊前中津の藩臣、坂部弥堅胡兮の編の「到来集」とに見られる。「肥後鐔の中に、武蔵作ありて、尤も傑出せり」と池辺氏も言われる通り、「なまこ透し」の武蔵鐔と呼ばれるものは、林又七などの名工をだした肥後鐔の本場にしてからの細工であろう。彫刻には木彫の不動明王（熊本市雲巖寺蔵）、書はさききのべた。絵画では、「鶉の鳥の図」、「枯れ木にもずの図」、「芦雁の図」などがすぐれている。このような武蔵の多芸多能について「小倉碑文」には、

加崩無不通礼楽射御書数文、況小芸巧業殆無為

而無不為者歟、蓋大丈夫之一体也。(4)

学問深く、すべて器用で、これは「大丈夫」の一面とほめた。たえた。

武蔵の没した年のことを「二天記」はこう記録している。一、正保二年の春、武蔵疾病也。同四月書を家老衆に与ふ。

其文

態と各様迄以書附御理申候。兼て病者に御座候処、殊に当春煩申候て以来、別而手足難立罷成候。此前拙者年久敷病氣故、御知行之望杯不仕罷在候。先越中様御兵法御教寄被成候故、一流之見立申上度存、粗兵道之手筋被成御合点候時分、無是非仕合せ失本意候。兵法之利とも書附上可申旨御意候へ共、書附迄に御合点如何敷存、下書斗調差上、兵法新敷見立候事、儒者仏者之古語、軍法之古沙汰をも不用只一流を心得、利方の思を以て、諸芸諸能の道とも存、大形於世界之理明かに得道候へども、世に逢不申体無念に存候。今迄世間兵法にて身過候様に存候。右様之事は真の兵法の病に成申候事に御座候。今申処末之世に拙者一人之儀は古今之名人に候へば、奥意御伝へ可申候処、手足少も叶不申候。当年斗之命も難斗候へば、一日成とも山居仕、死期之体、世上へ対し蛭居候事に被仰付候様に、御取成可被下候。已上

四月十三日

宮本武蔵

玄信判

式部殿

監物殿

宇右衛門殿

参

其後藩に靈岩洞に至り、静かに終命の期を了せんとす。然

るに早世上に何角奇怪の浮説ありと。寄之主開し召し、放鷹に託して岩戸に至り、武蔵を諫めて誘ひ、千葉城の宅に帰りぬ。為介抱寄之主の家士中西孫之允を差添置る也。

この四月十三日付けの書簡には、武蔵晩年の心境がにじみでている。細川忠利に招かれて肥後に来たが、頼む越中守忠利には先立たれ、兵法「二天一流」と号して、新しく見立て、儒者仏者の古語、軍法の古沙汰もからず、独自の体系を、自分の言葉で組織だて、だいたい世の中の原理を究め尽したと思うが、世間がうけいれてくれないのがなにより残念でしかたがない。「末之世に拙者一人之儀は古今之名人候」この自信、この自覚。しかしいかなる天下の名人も病気には勝てない。手足少しも叶はず、今年一年の命ももてそうにない。「一日成とも山居仕り」という。この「山居」を念じた武蔵の気持ち重視したい。「五輪書」を書いた岩戸山へ上り霊岩洞にこもりたい。世間には塾居したようにしてくれという申出には、さすがの三家老も捨て置くことは出来なかつたらう。

現在、松井家には宮本伊織と長岡寄之との往復書簡が保存されている。もちろん寄之のは草案である。

○宮本伊織の書簡

己上

未蒙^カ高意候へ共一筆

致啓上候然者同名武蔵

煩申候而養生之様子

色々ヒ為人御情ヒ下候由

凶乍慮外奉望存候

猶重而可得貴意候

恐惶謹言

承次第可申上様無
御座候私儀不日罷
趣御礼等も申上度存候
適無廻仕合御座候而
存(一)不罷成背本意
奉存候武蔵儀常々
御懇志御座候由承
及候間弥養生之御指

宮本伊織

十一月十五日

花押

長岡式部少輔様

参人々御中

注 (一) 不明の字、(ハ) 抹消部分、(カ) 難読の文字。

次も同じ

○長岡式部の書簡

尚々貴様之儀内々承

及候間以書状成共可申伸と

存候処二何角打過御報

如仰未得御意候処ニ預御状

不能成候間向後者互ニ

辱令拜見候御同名武州

可得御意候 己上

熊本より程近在郷へ御引

込候而被居候処ニヒ煩出候而

医者共申付遺葉服用

養生ヒ仕候へ共聊驗氣も

無之ニ付而在郷ニ而八万事

養生之儀茂不自由ニ可在之候

御出候て

間熊本へ《被罷出》養生可

佐渡拙者

然之由《拙者佐渡守》兩人かた

(一) 処

より申遣候へ共同心無之候《間是》

肥後も殊外懇ニヒ申医者なども

《非共ヒ御出候へ程隔てハ養生》

色々遣申 色々養生候て在郷ニ而ハ

《談合亦不成肝煎可申様茂》

養生之儀 差図難ヒ致候間度(一)(一)

《無之与申遣ニ付而》一昨日熊本へ

ヒ罷出候様ニとヒ申候間

被罷出候此上者養生之儀

猶以肝煎無油断様ニ差図

肥後も懇ニ(一)(一) 医者なども△

等可仕候間○可御心易候気色相

△付置ヒ申候間○

替儀茂無之此中同(一) ヨリ

貴様之儀御見廻有度候へとも

其許思召俣ニ不成無其儀由尤

(一)(一) 御養生之儀随分肝煎

可申候間御氣遣有間敷候

拙者儀武州爰元へヒ参烈

より別而心安咄申ニ付ケ様之

砌者弥不致疎略候佐渡守

儀者不及申前々与久申通ニ付

一入無余儀存肝煎申様ニ候

可御心易候尚期後音之時候

恐惶謹言

長岡式部少輔

十一月十八日 寄之

宮本伊織様

御報

この往復書簡は十一月の日付けである。そうすると、寛永二十一年の十一月になる。(この十二月には正保に改元される。)寛永廿年十月十日には、岩戸山へ上り、靈岩洞で『五輪書』を書き初めた。完成までに、どれほど、かかったかわからない。寒さに向う折柄、洞内での執筆はまことに健康のためにはよくなかったろうと思われる。「熊本より程近い在郷へ御引込」とは靈岩洞をさしている。「煩出候而、医者之薬服用して養生されてもいささかの験気も無い」というのが、この書簡往復の十一月ごろの武蔵の容態であった。

ここでさきに引用した『二天記』の四月十三日付けの三家老あての書簡について考えてみよう。

「一日成とも山居仕り」と言った武蔵は、多分『五輪書』の完成後もずっと岩戸山に居たかったのだろう。そしていつとはなく病状もすんだことだろう。その場合、いったい、四月十三日は、『二天記』のいう正保二年なのか、それとも往復書簡の内容容から見る時、あるいは、その前年の、寛永廿一年の四月十三

日ではないだろうか。

この「一日成とも山居仕り」たいというのは、「世を連れて山林にまじはるは、心を修めて道を行はむとなり」という鴨長明の考えに通じる。長明は、賀茂神社の弥宜の家に生まれ、その父祖の跡をつぐように願って許されず、河合社の社職の候補にあげられながら、これも実現せず、出家した。後鳥羽上皇に召されて、和歌所の寄人になりながら、あとではこれも辞退した。いくつかの失望、失意のあと、建暦二年（一一二二）、『方丈記』を書いたのは、彼の六十二才のときである。（一説、六十才）、これは武蔵の没年と同じで『独行道』執筆のころとだいたい一致する。もちろん「私宅におゐて望む心なし」という武蔵には、方丈の庵さえ結ぶ気持ちはない。しかし長明の失意、失望の連続は、天下無双の腕をもちながら、「治国」の志望が達せられず、老境を迎えた武蔵とよく似ている。「身を知り、世を知れば、願はず、走らず、ただしかなるを望みとし、憂へなきをたのしみとす」という『方丈記』の発想は、また『独行道』の各条句に似通うものがある。

これは、両者が、自己凝視のつぶやきを文字にしたことからくる相似である。

世阿弥に能楽の伝書『花伝書』などの著述があることは、武蔵に「兵法の道」の伝書『五輪書』の著があることと似通う。世阿弥は、当時「猿楽の能」と呼ばれていたものを「道」として考えた。応永七年（一四〇〇）、最初に書いた『風姿花伝』

の、その序文ともいうべきところで、「此道に至らんと思はんものは、非道を行ずべからず」という。「此道」として「能」を考えたことは、当時「兵法」と呼ばれたものを、武蔵はかならず「兵法の道」または「道」といったことを思い出させる。ただし、世阿弥のいう「非道を行ずべからず」「まことにまことに、能を知らんと思はばまづ諸道諸事をうちおきて、当芸ばかりに入ふして、連続に習ひ極めて」（『花鏡』）、これは武蔵と大いに趣がちがう。「我兵法を学ばんと思ふ人は、道をおこなふ法あり」と九条目をあげた中に、「第二に道の鍛練する所。第三に諸芸にさはる所。第四に諸職の道を知事」（地の巻）というのを見れば、そのちがいはあきらかである。

六

『五輪書』における武蔵の「兵法の道」論は、兵法の道に關する理論的な探求も、歴史的記述もすこしはあるが、その根源は、人間の心理を究めることであり、人間としていかに生きるべきかの実践的探求のあとである。「兵法の道を学ぶ」とは、「朝な夕な／＼勤めおこなふによって」「道を鍛練し」て生涯にわたり、「諸芸にさわり」「諸職の道を知り」全生活面に及ぶ「道」として、人間の能力を知り伸ばすことである。『五輪書』がこのように「二天一流」と号した武蔵の兵法の道の「道理」を書きあらわしているのに対し、『独行道』では、「身に」とか、「我事におゐて」とか、「身ひとつに」あるいは「わが身に」または「老身に」「身を捨てても」というように、武蔵そのものの、自己の真実そのものになっている。ここに同じ武蔵の

執筆でありながら、「五輪書」と「独行道」との大きなちがひがある。そしてこの「五輪書」から「独行道」へと進展していったところに、武蔵の生涯が、「道を楽しみつつ」「独り道をおこなふ」「朝鍛夕練」の毎日であったことを物語っている。

「独行道」が二十一一条句という「奇」数であり、各条句の末尾が均合をとっているかのようにして全体的に「不均斉」であったり、内容が「簡素」「枯高」であったりすることは、武蔵その人の参禅のあとを示すものかもしれない。「道案」の署名をしている「戦気」の書も、あるいは「戦気」という表題は「公案」に当り、「寒流帯月澄如鏡」という白楽天の詩句——それは恐らく『和漢朗詠集』に学んだものと思われる——は「著語」に当るとも説明できよう。（「戦気」の書と武蔵の俳諧については別稿『和漢朗詠集と宮本武蔵』に譲りたい。）

武蔵の絵画作品に例をひけば、「独行道」は、武蔵筆の「鶴の鳥の図」に近く、「五輪書」は、「枯れ木にもずの図」に相当するだろう。枯れ木の先端でにらんでいるもず一羽にくらべ岩上左むきの鶴一匹。世間の喧噪から超然としているながら、そのどぶくろはふくらんでいる。たくましい足。眼が生きている。おどけたようでどこかにしたしみをますその目つき。「二天一流」の兵法の道を大成して、剣による勝負ということが、目前のことではなくなり、「兵法の利にまかせて、諸芸諸能の道となせば、万事におゐて我に師匠なし」という。「道楽」と号して、閑日月を楽しんだ武蔵。自己をみつめてすごした老年の日々、そのころ。それが絵画にあらわれて、この「鶴の鳥の図」になったのだろう。

「独行道」は、宮本武蔵の自己をみつめてのつばやきがおのずから詩的表現となつてあらわれたものである。

- 注1 「二天記」 肥後文献叢書 第二巻 一九二ページ
- 2 「俳句研究」 昭和十七年七月号「宮本武蔵の俳諧」
- 3 松井家各代の年紀は、松井明之の氏のご好意による
- 4 「古事類苑」 武技部 一 四十ページ

本稿は、九州大学教授中村幸彦博士から終始懇切なご指導を受けました。ここに感謝いたします。なお概要は、昭和四十二年五月二十一日九州大学国語国文学会で口頭にて発表しました。

(42・8・10)